

資料4

男女共同参画会議「苦情処理・監視専門調査会」(第4回)

男女共同参画社会の形成促進に向けた主な取組

平成13年6月28日
文部科学省

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

○ 国の審議会等委員への女性の参画の促進

文部科学省の審議会等における女性委員の割合は、政府全体の目標値である30%をほぼ達成。(平成13年4月26日現在: 29.5%)

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

① 幼稚園における子育て支援活動の推進

幼稚園における子育て支援活動の積極的な推進及び地域の児童教育のセンターとしての機能充実を図るため、地域の実情に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を実施する。

② 「預かり保育」の推進

近年の女性の社会進出の拡大などを背景として、地域の実情に応じ、幼稚園の通常の教育以外の時間、希望する児童を対象に幼稚園において教育を行う「預かり保育」を推進する。

③ 幼稚園と保育所の連携の促進

幼稚園と保育所の弹力的な運営を目指し、地域の実情に応じ、各地方公共団体等において施設の共用化等、教員と保育士の合同研修、幼稚園と保育所の子育て支援に係る事業の連携実施などを引き続き進めるとともに、今後とも、幼稚園と保育所による子育て支援、教育・保育内容、教員・保育士の養成・研修の在り方などについて厚生労働省と検討を行う。

④ 満3歳になった段階での幼稚園入園

近年、少子化が進行する中で、遊び相手や集団生活を求めて低年齢から短時間の集団教育を望む保護者の要求が強まり、満3歳に達した段階での幼稚園入園について期待が高まっている。こうした状況を踏まえ、幼稚園就園奨励費補助、私学助成(一般補助)において、満3歳児入園について財政的支援措置を講ずるとともに、教育内容・方法等について実践的な調査研究を行う。

(2) 家庭生活への男女の共同参画の促進

① 子育て学習の全国展開

小学校入学前の子どもを持つ親が参加する就学時健診や母子保健活動等の機会を活用した子育て講座を全国的に開設するとともに、思春期の子どもの問題行動に悩む親向けの学習機会を提供する。

② 家庭教育手帳、ノートの作成・配布

親が家庭を見つめ直し、自信を持って子育てに取り組んでいく契機となるよう、

「家庭教育手帳」を母子保健の機会等を通じて乳幼児を持つ親に配布するとともに、「家庭教育ノート」を小・中学生を持つ親に配布する。

③ 子どもや親のための24時間電話相談に関する調査研究

子どもや親の悩みや不安等に関する相談に、電話等により24時間いつでも対応できる相談体制を整備するための調査研究を都道府県に委託して行う。

④ 子育て支援ネットワークの充実

子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細やかなアドバイスを行う「子育てサポーター」を配置し、小学校の余裕教室等における様々な交流事業を実施するなど、地域における子育て支援ネットワークを形成する。また、父親の家庭教育への参加を促進するため、フォーラムや家庭教育出前講座の開設、子どもの職場参観事業などを実施する。

⑤ 家庭の教育力再生のための調査研究

しつけなど家庭での教育の実態や家族・子育てに関する意識の変化について調査研究するとともに、その成果などを踏まえ、家庭教育の在り方を考え直すためのシンポジウムを開催する。

(3) 地域社会への男女の共同参画の促進

① 余裕教室等を活用した「地域ふれあい交流事業」の推進

「地域の教育力」の再生を図るため、学校の余裕教室等を「地域ふれあい交流センター」として位置付け、公民館等を活用したふれあい交流合宿をはじめとした大人と子どものふれあい交流プログラムを展開する。

② 生涯学習ボランティア活動の支援・推進

生涯学習振興の観点から、ボランティア活動の一層の支援・推進を図るため、全国ボランティア情報提供・相談窓口を開設するとともに、全国各ブロックにおいて生涯学習ボランティア推進フォーラムを開催する。また、生涯学習ボランティアセンターの開設やボランティアコーディネーター資質向上セミナー等の実施など、地域におけるボランティアコーディネイトシステムの整備充実を図る。

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(1) 男女平等を推進する教育・学習

① 学校教育全体を通じた指導の充実等

児童生徒の発達段階に応じて、小学校、中学校及び高等学校において、社会科、家庭科、道徳及び特別活動等を中心に男女平等について指導している。

② 固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育の推進

個性を大切にし、理由のない男女の固定的役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点に立った教育を家庭及び地域で推進するため、地域社会全体で取り組むモデル的な事業を実施する。

③ 教育関係者の意識啓発

教職員等中央研修等の機会を通じて、教職員の男女共同参画についての意識涵養を図るとともに、独立行政法人国立女性教育会館において、「教師のための男女平等教育セミナー」を開催する。

④ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実

大学等の研究機関において、女性学やジェンダー研究に関する多彩な研究や学生の研究指導が行われている。

また、日本学術振興会が行う科学研究費補助金の公募において、时限付き分科細目「ジェンダー」（設定期間：平成13～15年度）を設け、当該分野における基礎的研究に対して助成する。

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

① 生涯学習の推進

各大学において、社会人特別選抜、夜間・昼夜開講制等の活用、専門大学院、大学院修士課程における1年制コース等の導入、サテライト教室、インターネットを利用した授業等による学習機会の提供を図るとともに、放送大学、単位制高等学校、専修学校の整備を推進するなどにより、生涯を通じた学習機会の提供を促進する。

② 青少年の体験活動等の充実

青少年の「社会性」を育むため、教育委員会、学校、PTA、青少年教育施設、青少年団体などが連携・協力して取り組む青少年の体験活動の推進に資する事業を総合的に実施する。

また、平成14年度の完全学校週5日制の実施に向けて、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの活動を振興する体制を整備することを目指した「全国子どもプラン（緊急3カ年戦略）」を実施する。

③ 子どもゆめ基金の創設

21世紀を担う夢を持った子どもの健全な育成を図るため「子どもゆめ基金」を創設し、民間団体が実施する体験活動や読書活動等に対する助成を行う。

④ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

女性団体・グループが男性とのパートナーシップを図りつつ、男女共同参画の視点から地域社会づくり等に参画する事業を推進する。

⑤ 国立女性教育会館の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館において、全国の女性教育指導者等に対する研修、女性教育に関する調査研究等を行うとともに、女性関連施設、団体・グループ等とのネットワークを充実し、女性情報ネットワークの拠点としての機能を強化する。

また、女性教育に関するナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関等と連携しつつ、事業の充実を図る。

⑥ 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校において、望ましい職業観・勤労観を育成するため、進路指導の充実を図るとともに、職業や進路に関する啓発的な体験活動や発達段階に応じた体系的な進路指導に係る調査研究を実施。

また、中学校・高等学校新規卒業者の就職に係る選考開始期日等を定める厚生労働省との共同通知において、主要経済団体等に対し男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動が行われるよう配慮を求めている。

さらに、「全国就職指導ガイド」を開催し、女子学生の機会均等の確保等に努めるとともに、各大学等に対して学生一人一人に応じたきめ細かな就職指導や就職相談体制の充実を行うよう要請する。